

令和3年1月8日

目黒区内認可保育所在園児童の
保護者の皆様へ

目黒区子育て支援部
保育課長 大塚 浩司
(公印省略)

緊急事態宣言の発出に伴う保育園登園自粛に関するお願い

日頃より、本区の保育行政にご理解とご協力いただきましてありがとうございます。

令和3年1月8日から新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出されました。保育園は休園の対象にはなりません、感染のリスクを抑えるため、ご家庭で保育が可能な方につきましては、お子さんを預ける時間の短縮や登園自粛のご協力をお願いいたします。

記

1 対象期間

令和3年1月8日（金）から緊急事態宣言の期間終了まで

※緊急事態宣言期間終了後の取扱いは、別途、お知らせいたします。

2 保育料の取扱い

緊急事態宣言期間中の登園自粛に伴い、1日でも欠席された場合の保育料及び区立延長保育料は、月を単位に日割り計算による減額を行います。日割り保育料の算出方法等については、裏面をご確認ください。

※対象期間以外の欠席については、減額の対象となりません。

令和2年12月3日付目子保第10110号「新型コロナウイルス感染症発生による臨時休園等に伴う保育料減額の取り扱いについて」は令和3年1月7日までの取扱いといたします。令和3年1月8日から緊急事態宣言終了までは本通知のとおりのお取り扱いといたします。

3 休所期間の取扱い

休所期間は原則2か月間を限度としておりますが、緊急事態宣言期間中における休所は2か月間の算定に通算しないことと致します。ただし、緊急事態宣言期間を除く2か月を超える休所をされる場合には「退所」となりますのでご注意ください。詳しくは裏面をご確認ください。

なお、緊急事態宣言期間中における休所届の提出は不要です。ただし、保育園には必ず休所する旨のご連絡をするようお願い致します。

以 上

問合せ先

<登園に関する事>

保育指導係 電話：03-5722-9867、9849

<保育料に関する事>

保育施設運営係 電話：03-5722-8722

<休所期間の取扱いに関する事>

保育施設利用係 電話：03-5722-9868、9869

【保育料の日割りについて】

① 対象者の把握について

園を通じて対象者を把握し、登園状況等を確認します。

② 日割り保育料の算出方法

月額保育料（月額延長保育料）×その月の登園日数÷25（国の定める日数）

※10円未満切捨て

※延長保育を利用しなかった場合でも、日中の保育を利用した場合には、延長保育料が発生します。

日割り保育料の算出は、月によらず、国の定める日数（25日）により行います。
開所日数が25日とまらない月においては、登園日数によっては月額保育料に変更がなく、減額の対象とならない場合がありますのでご了承ください。
なお、緊急事態宣言期間以外の開所日については、登園の有無によらず、全て登園日数とみなします。緊急事態宣言期間内の欠席日が0日だった場合は、日割り対応の対象外となります。

③ 保育料の還付方法等

月額保育料は通常通り徴収し、日割り計算による過納分は、還付又は日割り計算を行った月以降の保育料に充当します。金額の詳細については、保育料減額適用通知書にて別途案内します。

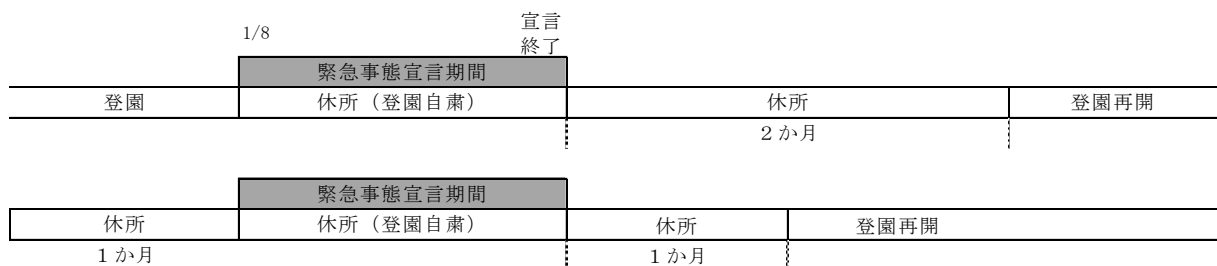
地域型保育事業（小規模保育及び事業所内保育等）をご利用の場合も同様ですが、保育料の徴収は施設で行うため、還付や充当等の取扱いについては施設にお問い合わせください。

区外から通園している方は、在住の自治体にお問い合わせください。

【休所期間の考え方について】

○退所とならないケース

以下のケースは緊急事態宣言期間中を除く休所期間が2か月以内のため退所とはなりません。緊急事態宣言期間中を除く休所期間が1か月以上のため休所届の提出が必要です。



○退所となるケース

以下のケースは緊急事態宣言期間中を除く休所期間が2か月を超えるため退所となります。

